

令和7年度 事業計画

1. 基本方針

相続登記の義務化が昨年4月1日より実施され、来年4月1日からは住所等変更登記が義務化されます。この新法によって、登記簿の住所と現住所が一致することになり、所有者不明土地の一層の解消が期待されます。また、法務局地図作成事業も本年4月から新たな10か年計画が策定され、引き続き函館市の一部から実施されます。さらに相続土地国庫帰属制度も徐々にではありますが周知されてきており、法務局をはじめとする関係機関と協力しながら、制度がさらに理解されるよう努めていきます。私たち土地家屋調査士は、上述した制度が円滑に運用されるため自らの知見を深めるとともに、不動産の表示に関する登記の専門家として、皆様のご期待に応えるよう尽力してまいります。

1. 重点施策

総務部	I. 会員指導 II. 会員親睦のレクリエーションの開催
財務部	I. 土地家屋調査士国民年金基金の推進 II. 会計確認の実施
業務部	I. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡 II. 業務改善に関する事項
研修部	I. CPD運用に伴う研修及び勉強会の積極的な実施 II. 連合会から配信のeラーニングコンテンツの積極的な活用 III. 他部署との連携による研修会の実施及び支援
広報部	I. 会報「いさり火」の発行 II. 土地家屋調査士のPR III. 函館地区士業連絡協議会への積極的参加、協力
土地境界問題相談センター 函館	I. 空地・空家問題と相続登記を背景とした境界問題の研究 II. 他会境界問題相談センターとの情報交換 III. 筆界特定制度との連携 IV. 法テラスとの連携